

2024年版

企業集団内部統制に関する監査役職務確認書の解説

2024年3月19日

監査懇話会 企業集団内部統制監査確認書委員会
委員長 浅見 公一

自己紹介 <浅見 公一>

1979年 三菱電機(株)入社

2010年 三菱電機(株)役員理事九州支社長

2014年 (株)ダイヤモンドテレコム 取締役社長

2017年 兼松コミュニケーションズ(株) 取締役副社長

2018年 三菱電機インフォメーションネットワーク(株) 常任監査役

2020年 レーザーテック(株) 常勤監査役

【本日の内容】

1. 企業集団内部統制に関する監査役職務確認書
策定の背景

2. 企業集団内部統制に関する監査役職務確認書
の利用ガイド

(以下、確認書名称を「企業集団内部統制確認書」と略します)

3. 2024年版改訂のポイント

1. 企業集団内部統制確認書策定の背景

(1) 監査懇話会の確認書

- ・2011年3月 「監査役職務確認書」の作成・公表
- ・「監査役職務確認書」の「5.会社法に基づく内部統制監査」及び「11.企業集団に関する監査」について、監査役の職務をさらに具体的にしていく必要があると判断。
- ・2013年2月 「監査役職務確認書」の姉妹版として「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を作成・公表

1. 企業集団内部統制確認書策定の背景

(2) 法令等

① 会社法第362条第4項第6号

* 平成26年改正会社法で会社法施行規則から格上げ
→2015年5月 本確認書 第2回改訂に反映

- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業
集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める
体制の整備



会社法施行規則第100条(業務の適正を確保するための体制)

1. 企業集団内部統制確認書策定の背景

(2) 法令等

②会社法施行規則第100条(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

＜第1項第5号＞

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告体制
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 企業集団内部統制確認書策定の背景

(2) 法令等

②会社法施行規則第100条(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

＜第3項第4号＞

ロ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が
親会社の監査役に報告するための体制

＜第3項第5号＞

・前号(第3項第4号)の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な
取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 企業集団内部統制確認書策定の背景

(2) 法令等

③金融商品取引法第24条の四の四

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価)

- ・当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣布令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書(内部統制報告書)を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

2. 企業集団内部統制確認書の利用ガイド

(1) 本確認書における企業集団とは

- ・親会社及び親会社が総株主の議決権を有する子会社、その他親会社から経営の支配を受ける子会社、並びに親会社から事業等の方針の決定に重要な影響を受ける関連会社によって構成される企業グループを指す。
 - ・本確認書を作成するに当たって想定した企業集団の具体的イメージ
 - ①20社程度の子会社・関連会社を持つ企業グループ
 - ②親会社は上場会社、子会社・関連会社は非上場会社
- ※但し、このイメージにこだわらず、各社の実態・実情に合わせて適宜内容をカスタマイズ(確認項目の取捨選択、改編等)して利用下さい。

2. 企業集団内部統制確認書の利用ガイド

(2) 本確認書で想定した監査役等

- ・親会社監査役が、企業集団全体の内部統制監査を行う際に利用することを想定。
- ・子会社・関連会社の監査役についても、本確認書により企業集団内部統制監査の全体像がわかり、企業集団における自らの職務を明確に理解することができる。
- ・監査役スタッフにとっても、監査役職務を実務支援する際の手助けとなる。

2. 企業集団内部統制確認書の利用ガイド

(3) 本確認書の主な利用方法(例)

- ・期末に1年間の監査活動を振り返ってチェックし、次期の監査計画策定や監査活動に役立てる。
- ・継続的・定期的に自身の監査活動をチェックし、やり残しの有無を確認するなど、監査役職務をより深く理解する。
- ・新任監査役は、監査役としての職務内容の全体像を、まず確認・理解することができる。

2. 企業集団内部統制確認書の利用ガイド

(4) 本確認書の構成

- ・全体として二部構成となっている

- ①会社法編：全ての会社が対象

- ②金融商品取引法編：上場企業など有価証券報告書提出会社が対象

※金融商品取引法編には「内部統制報告書提出会社が対象」と記載されているが、有価証券報告書とワンセットで提出されるもの。

2. 企業集団内部統制確認書の利用ガイド

(4) 本確認書の構成

① 会社法編：全ての会社が対象

A. 親会社監査役としての親会社における監査役職務

I. 代表取締役に対する監査

II. 取締役会等における取締役職務の監査

III. 子会社・関連会社を主管する統括本部等(担当取締役)の監査

IV. 内部監査部門との連携

V. 会計監査人との連携

2. 企業集団内部統制確認書の利用ガイド

(4) 本確認書の構成

①会社法編：全ての会社が対象

B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務

I. 子会社・関連会社の代表取締役・他の取締役との意見交換

II. 子会社・関連会社の監査役との意見交換

III. 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換

2. 企業集団内部統制確認書の利用ガイド

(4) 本確認書の構成

- ②金融商品取引法編：上場企業など有価証券報告書提出会社が対象
 - I．代表取締役に対する監査
 - II．取締役会等における取締役職務の監査
 - III．子会社・関連会社を主管する統括本部等(担当取締役)の監査
 - IV．内部監査部門との意見交換
 - V．監査人との意見交換

2. 企業集団内部統制確認書の利用ガイド

(5) 本確認書で用いられる用語

① 取締役会等

- ・取締役会その他、定款や社内規程等によって企業集団内部統制に係る案件を審議・決定したり、報告を受けたりする重要会議の総称。
- ・重要会議の例としては、「常務会」、「経営会議」、「内部統制委員会」、「リスク管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」など。

※会社によって同じ機能の会議でも名称は異なります。

2. 企業集団内部統制確認書の利用ガイド

(5) 本確認書で用いられる用語

② 統括本部等

- ・親会社が企業集団全体の統治のために必要な機能を与えた組織。
- ・企業集団統治のために必要な機能(例)
 - 企業集団内部統制システムの構築・運用の推進機能
 - 内部統制システムの構築・運用状況のモニタリング機能
 - 子会社・関連会社の事業推進機能
 - 企業集団全体の連結会計業務、財務会計業務の機能
 - その他、法務、労務、品質、環境等の分野における企業集団全体の一元的管理機能

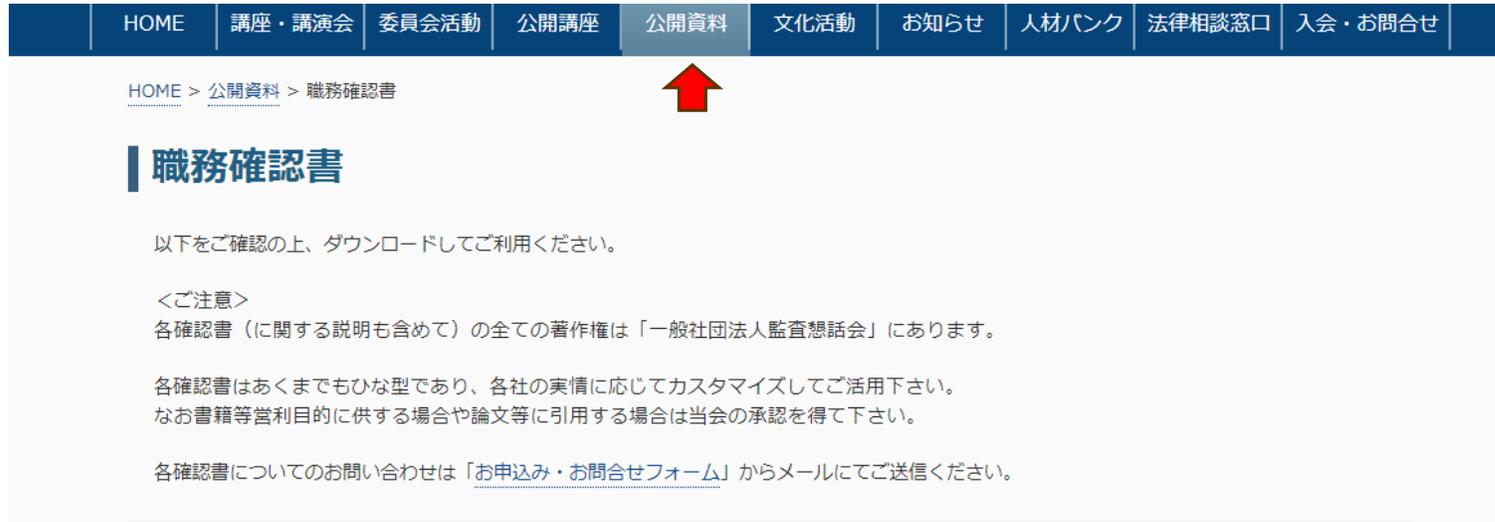
2. 企業集団内部統制確認書の活用ガイド

(6) ホームページ掲載資料について

- ・「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 第10回改訂(2024年版)について」及び「新旧対照表」についてはPDF版での掲載
 - ・「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 会社法編」及び「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 金融商品取引法編」はWORD版を提供
- ダウンロードした上でユーザーがカスタマイズ可能

2. 取締役職務執行確認書の活用ガイド

(6) ホームページ掲載資料について



HOME > 公開資料 > 職務確認書

職務確認書

以下をご確認の上、ダウンロードしてご利用ください。

<ご注意>
各確認書（に関する説明も含めて）の全ての著作権は「一般社団法人監査懇話会」にあります。

各確認書はあくまでもひな型であり、各社の実情に応じてカスタマイズしてご活用下さい。
なお書籍等営利目的に供する場合や論文等に引用する場合は当会の承認を得て下さい。

各確認書についてのお問い合わせは「[お申込み・お問合せフォーム](#)」からメールにてご送信ください。

3. 企業集団内部統制に関する監査役職務確認書

- 3-1. [企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 第9回改訂\(2023年版\)について](#) 
- 3-2. [企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 会社法編（2023年版）](#) 
- 3-3. [企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 金商法編（2023年版）](#) 
- 3-4. [企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 2023年版 新旧対照表](#) 

3. 2024年版改訂のポイント

(1)「コロナ禍を経た環境における監査上の留意点」廃止に伴う改訂

①「監査のポイント6」に下記文言を追加

また、情報セキュリティが社内に比べ脆弱な社外（主として自宅等）でのリモートワークの定着により、サイバー攻撃等のリスクが増加しています。統括本部等の指導の下、子会社・関係会社も含め、インフラとしての「システム」のセキュリティ脆弱性の見直し、社員等への情報セキュリティ教育の実施等が必要です。

3. 2024年版改訂のポイント

(1)「コロナ禍を経た環境における監査上の留意点」廃止に伴う改訂

②「監査のポイント7」に下記文言を追加

また、内部監査にリモート監査を利用している場合は、リモート監査の限界や弱点（見逃しや改ざん発見の難しさ等）を認識して、関係部門の協力を得て多面的な情報収集等の工夫をしていることを確認する必要があります。

3. 2024年版改訂のポイント

(1)「コロナ禍を経た環境における監査上の留意点」廃止に伴う改訂

③「監査のポイント12」に下記文言を追加

昨今は監査役監査がリモートで実施される機会も増えていますが、監査のポイント7で述べたようなリモート監査の限界や弱点を認識した上で実施することも必要です。

3. 2024年版改訂のポイント

(1)「コロナ禍を経た環境における監査上の留意点」廃止に伴う改訂

④「確認項目 47.」を追加

- 47. 業務にリモートワークを利用している場合、子会社・関連会社
含めシステムのセキュリティ脆弱性に問題ないこと、利用する
社員等への情報セキュリティ教育が十分に実施されていることを
確認した。

3. 2024年版改訂のポイント

(2) 日本公認会計士協会・監査基準委員会報告書及び倫理基準の改正に伴う改訂

①「監査のポイント9」の(注1)を改訂（監基報600の改正）

日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書600「グループ監査」には親会社の会計監査人(グループ監査チーム)が子会社・関連会社の会計監査人(構成単位の監査人)を関与させる場合の実務指針を定めている。

→日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正、大規模監査法人は2024年4月1日以降開始する事業年度又は会計期間に係る監査に適用)には親会社の会計監査人(グループ監査人)が子会社・関連会社の会計監査人(構成単位の監査人)を関与させる場合の実務指針を定めている。

3. 2024年版改訂のポイント

(2) 日本公認会計士協会・監査基準委員会報告書及び倫理基準の改正に伴う改訂

②「監査のポイント9」の(注2)を**新設**（倫理基準の改正）

(注2)日本公認会計士協会「倫理規則」によれば、上場会社等と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人(及びネットワーク・ファーム)が、**当該会社(子会社等を含む)とアドバイザリー業務やコンサルティング業務等の非保証業務の契約をする場合、監査役の事前の了解を必要とする**(日本公認会計士協会「倫理規則」セクション600(R600.22) 2022年7月25日改正)。**監査役(会)は企業集団内において事前了解するための手順・手続をあらかじめ定めておき、関係業務担当取締役と連携を図りつつ、会計監査人・監査人が監査業務において独立性を保持できているかを慎重に検討し回答する。**

3. 2024年版改訂のポイント

(2) 日本公認会計士協会・監査基準委員会報告書及び倫理基準の改正に伴う改訂

③「監査のポイント10」を改訂

連結計算書類の監査に当たっては、親会社の契約する会計監査人は、重要な子会社・関連会社に自ら往査して監査意見を形成することが必要です。同時に、子会社・関連会社が契約する会計監査人に、当該会社に対する監査の結果についての意見を問い合わせることができます。

→ 連結計算書類の監査に当たっては、親会社の契約する会計監査人は、重要な子会社・関連会社に自ら往査して監査意見を形成することが必要です。同時に、子会社・関連会社が契約する会計監査人と、当該会社に対する監査内容や監査結果について十分なコミュニケーションを行うことが重要です。監査役は、これらの点を確認する必要があります。

ご清聴ありがとうございました